

1. 2020 年東京大会の正式名称

第 32 回オリンピック競技大会（2020／東京）

東京 2020 パラリンピック競技大会

2. 2020 年東京大会の目的

2.1 大会ビジョン

2020年東京大会の開催を担う公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下、「大会組織委員会」という。）は、2015年2月に国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会に提出した「東京2020大会開催基本計画」において以下の大会ビジョンを掲げている。

スポーツには、世界と未来を変える力がある。
1964 年の東京大会は日本を大きく変えた。2020 年の東京大会は、
「すべての人が自己ベストを目指し（全員が自己ベスト）」、
「一人ひとりが互いを認め合い（多様性と調和）」、
「そして、未来につなげよう（未来への継承）」を 3つの基本コンセプトとし、
史上最もイノベティブで、世界にポジティブな改革をもたらす大会とする。

2.2 東京都長期ビジョン

東京都は、2014年12月に策定した「東京都長期ビジョン」において、世界一の都市・東京の実現に向けて、まず取り組むことは、「史上最高のオリンピック・パラリンピックの実現」であり、大会の成功だけでなく、大会開催を起爆剤として、都市基盤の充実など、更なる発展を遂げるとともに、ソフト・ハード両面でレガシーを次世代に継承し、都民生活の向上につなげるとしている。

また、大会終了後も、都民に夢や希望を与え、幸せを実感できる都市であり続けるために、「課題を解決し、将来にわたる東京の持続的発展の実現」にも取り組むとしている。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、「2020年東京大会」という。）実施段階環境アセスメント（以下、「本アセスメント」という。）の実施にあたっては、適宜「東京都長期ビジョン」を参照し進めていく。

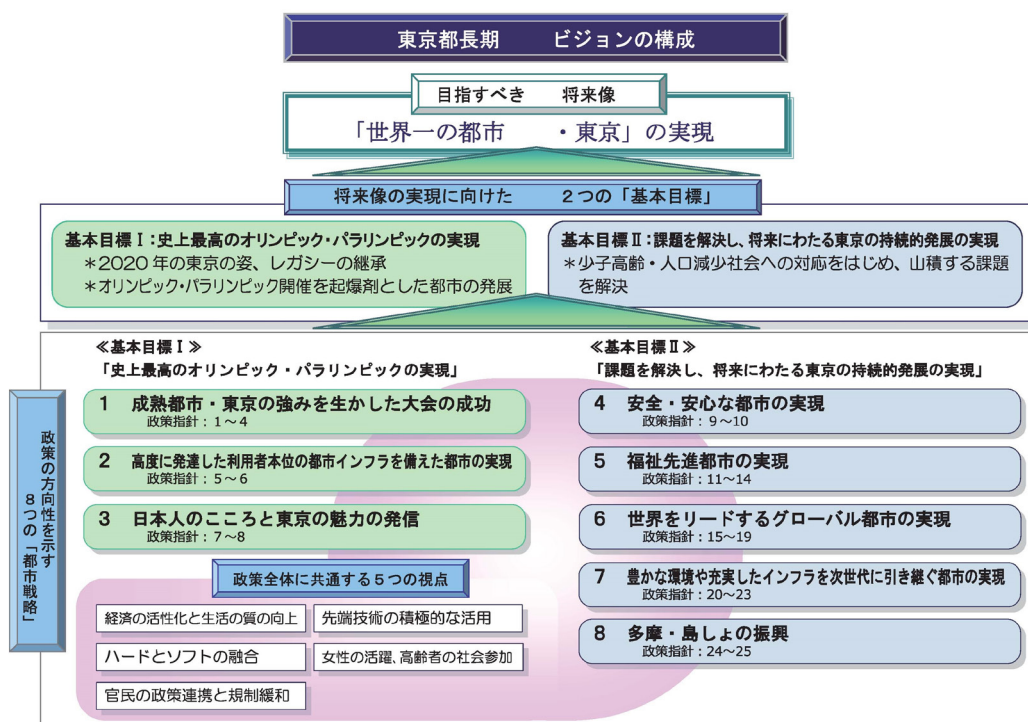


図 2.2-1 東京都長期ビジョンの構成

3. 2020 年東京大会の概要

3.1 大会の概要

2020年東京大会において、オリンピック競技大会は7月24日の開会式に続いて、7月25日から8月9日までの16日間で開催し、閉会式は8月9日に予定している。また、パラリンピック競技大会は8月25日から9月6日までの開催を予定している。

実施競技数は、オリンピック28競技、パラリンピック22競技の予定である。

3.2 2020年東京大会の環境配慮

大会組織委員会は、「東京2020大会開催基本計画」の中で、2020年東京大会は、単に2020年に東京で行われるスポーツの大会としてだけでなく、2020年以降も含め、日本や世界全体に対し、スポーツ以外にも含めた様々な分野でポジティブなレガシーを残す大会として成功させなければならないとしている。大会組織委員会は、街づくり・持続可能性について進めていくアクションとして、下記のことを例示している。

なお、アクションについては、2016年中期にとりまとめる「アクション&レガシープラン」において明確化するとしている。

(1) 大会関連施設の有効活用	(アクションの例) ①周辺地域の街づくりとの連携や大会後の有効活用を想定した大会関連施設の整備 ②仮設施設に用いられた資材、設備等の後利用の積極的な検討
(2) 誰もが安全で快適に生活できる街づくりの推進	(アクションの例) ①アクセシビリティを重視した競技施設や選手村の整備 ②交通機関や公共施設等のバリアフリー化の推進 ③多言語対応の推進による外国人旅行者の言葉の壁の解消 ④会場周辺等の道路、鉄道等の交通インフラや空港・港湾等の整備・充実 ⑤会場周辺等における良好な景観、魅力ある公園、緑地や水辺等の保全・創出 ⑥大会期間中の災害やテロ、サイバー攻撃等を想定した、官民一体となったセキュリティ体制の構築と治安基盤の強化 ⑦センター・コア・エリア内、競技会場周辺、主要駅周辺の道路、緊急輸送道路等の無電柱化の推進
(3) 大会を契機とした取り組みを通じた持続可能性の重要性の発信	(アクションの例) ①3R (Reduce, Reuse, Recycle) の徹底や、燃料電池車、再生可能エネルギーといった環境技術の活用など大会の準備や運営への持続可能性の反映 ②大会での取組をモデルとした更なる省エネルギー化の推進 ③路面温度の上昇を抑制する機能をもつ舗装の整備など、選手や観客への暑さ対策の推進 ④水素などスマートエネルギーの導入に係る取組の推進

4. オリンピックスタジアムの概略

本評価書案の対象である新国立競技場（以下、「オリンピックスタジアム」という）の概要は、表 4-1 に示すとおりである。

2011 年 6 月にスポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）が制定された。また、これに基づき、2012 年に「スポーツ基本計画」（平成 24 年 3 月 文部科学省）が策定された。この計画において、「今後 5 年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策」の 1 つとして、「オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会等の招致・開催等を通じた国際交流・貢献の推進」が掲げられており、この中で、日本スポーツ振興センターは「国立霞ヶ丘競技場等の施設の整備・充実等を行い、オリンピック・ワールドカップ等の大規模な国際大会の招致・開催に対し支援する」とされており、オリンピックスタジアムの整備はいわゆるナショナルプロジェクトとして位置付けられている。

オリンピックスタジアムの収容人数は、8 万人とする計画であり、その概要は、表 4-2 に示すとおりである。2020 年東京大会では、オリンピック・パラリンピックの開・閉会式、陸上競技、オリンピックのサッカー、ラグビーの会場として利用される計画である（「立候補ファイル」時点の計画）。

表 4-1 会場の概要（オリンピックスタジアム）

項 目	内 容
競技	オリンピック：開・閉会式、陸上競技（トラック、競歩、マラソン等）、サッカー（決勝）、ラグビー
	パラリンピック：開・閉会式、陸上競技
【イメージ図】	
	
出典：「新国立競技場基本設計（案）説明書（概要版）」（平成 26 年 5 月 （独）日本スポーツ振興センター）	

表 4-2 オリンピックスタジアムの内容の概要

項 目	内 容
所 在 地	東京都新宿区霞ヶ丘町 10 番 1 号ほか（東京都新宿区及び東京都渋谷区）
地 域 地 区	用途地域：第二種中高層住居専用地域 風致地区：第二種風致地区（明治神宮内外苑風致地区） 文教地区：第一種文教地区 防火地区：準防火地域 高度地域：第二種高度地区
敷 地 面 積	約 113,000m ²
建 築 面 積	約 78,400m ²
延 床 面 積	約 219,500m ²
最 高 高 さ	約 70m
施 設 用 途	観覧場、集会場、博物館、飲食店・物品販売業を営む店舗、自動車車庫、 その他用途
駐 車 台 数	約 350 台
工事予定期間	平成 27 年度～平成 30 年度
供 用 時 期	平成 31 年度

注) (独) 日本スポーツ振興センターへのヒアリングに基づく

5. 環境及び社会経済に及ぼす影響の評価の結論

対象事業の実施が環境に及ぼす影響について、「2020 年東京オリンピック・パラリンピック環境アセスメント指針（実施段階環境アセスメント及びフォローアップ編）」（平成 26 年 2 月 東京都環境局）に基づき、事業計画の内容や計画地及び周辺の状態を考慮したうえで、環境影響評価の項目を選定し、現況調査並びに予測・評価を行った。環境に及ぼす影響の評価の結論は、表 5-1(1)～(8)に示すとおりである。

表 5-1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項 目	評価の結論
1. 大気等	[大会開催前] ア. 工事用車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の変化の程度 二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間 98%値)に変換した値は 0.041～0.043ppm であり、環境基準値(0.06ppm)を下回る。工事用車両の走行に伴う寄与率は 0.9～1.7%である。 浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に変換した値は 0.045mg/m³ であり、環境基準値(0.10mg/m³)を下回る。工事用車両の走行に伴う寄与率は 0.1%未満である。 イ. 建設機械の稼働に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の変化の程度 二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間 98%値)に変換した値は 0.060ppm であり、環境基準値(0.06ppm)以下である。建設機械の稼働に伴う寄与率は 45.2%である。 浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に変換した値は 0.050mg/m³ であり、環境基準値(0.10mg/m³)を下回る。建設機械の稼働に伴う寄与率は 17.7%である。 [大会開催後] ア. 関連車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の変化の程度 二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間 98%値)に変換した値は 0.040～0.041ppm であり、環境基準値(0.06ppm)を下回る。関連車両の走行による寄与率は 0.1～0.5%である。 浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に変換した値は 0.045mg/m³ であり、環境基準値(0.10mg/m³)を下回る。関連車両の走行による寄与率は 0.1%未満である。 イ. 地下駐車場の供用に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の変化の程度 二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間 98%値)に変換した値は 0.042ppm であり、環境基準値(0.06ppm)を下回る。地下駐車場の供用に伴う寄与率は 0.9%である。 浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に変換した値は 0.041mg/m³ であり、環境基準値(0.10mg/m³)を下回る。地下駐車場の供用に伴う寄与率は 0.1%未満である。 ウ. 熱源施設の稼働に伴い発生する二酸化窒素の変化の程度 二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間 98%値)に変換した値は 0.042ppm であり、環境基準値(0.06ppm)を下回る。熱源施設の稼働に伴う寄与率は 0.2%である。
2. 土壌	計画地の一部は「形質変更時要届出区域」に指定されており、事業の実施に伴う土地改変にあたっては、土壌汚染対策法及び環境確保条例に基づく手続きを行い、適切に対応するとともに、その内容をフォローアップ報告書において明らかにする。 また、工事中に汚染土壌が確認された場合には、土壌汚染対策法及び環境確保条例に則り、汚染物質の種類、汚染土壌の量等を明らかにし、関係機関と調整を行ったうえで適切な飛散・拡散の防止対策をとった汚染拡散防止措置を実施するとともに、その内容をフォローアップ報告書において明らかにする。 また、設備等の持続的稼働による土壌汚染については、汚染要因が想定されないことから土壌汚染が生じるおそれはないと考える。 以上のことから、評価の指標を満足するものとする。

表 5-1 (2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項 目	評価の結論
3. 生物の生育 ・生息基盤	事業の実施により、計画地内は、明治公園（四季の庭）、明治公園（霞岳広場）周囲、国立霞ヶ丘競技場周囲の植栽樹林の一部が改変され、生物・生態系の賦存地への影響が生じる。計画地周辺における生物・生態系の賦存地の改変は生じないほか、地下水位の低下や土地の安定性の変化は生じないと考えられ、計画地周辺における生物・生態系の賦存地への影響は生じないと考えられる。 事業の実施にあたっては、地上部緑化等により約 25,000m²の植物が生育する基盤が創出される。また、植栽樹種は、明治神宮内苑・外苑に多く見られる日本の在来木を中心とし、計画地周辺の生息・生育基盤と調和する植栽計画としているほか、聖徳記念絵画館や建国記念文庫と隣接する敷地内には、聖徳記念絵画館や建国記念文庫の緑量あるみどりとの連携を図った植栽を施す計画である。このため、計画地の位置する明治神宮外苑の生物・生態系の賦存地と一体となった生物の生育・生息基盤が形成されることが考えられる。 以上のことから、計画地における生物・生態系の賦存地は一部減少するものの、計画地周辺も含めた明治神宮外苑としての生物・生態系の賦存地の現況は維持され、評価の指標は満足するものと考えられる。
4. 水循環	[開催前の施設の建設による地下水の水位及び流動の変化の程度] 掘削工事に当たっては、山留壁として遮水性の高いSMW（ソイルセメント柱列壁）を採用し、周辺からの地下水の湧出を抑制するため、山留壁周辺の地下水位を著しく低下させることはないと考える。また、掘削工事施工中については、必要に応じて、地下水位のモニタリングを実施し、地下水揚水量の適切な管理を実施する。これらの状況についてはフォローアップ報告書により明らかにする。 以上のことから、工事中の地下水の揚水により、計画地周辺の地下水位に著しい影響を及ぼすことはなく、評価の指標は満足するものとする。 [開催後の設備等の持続的稼働による地下水涵養能の変化の程度及び地下水の水位及び流動の変化の程度] ア. 地下水涵養能の変化の程度 計画地の現況は、大部分がアスファルト等により舗装されている。 本事業では雨水浸透施設と雨水貯留施設の組み合わせにより、「新宿区雨水流出抑制施設の設置に関する要綱」、「渋谷区雨水流出抑制施設設置指導要綱」に示される必要な抑制対策量を確保する計画である。雨水浸透施設としては、浸透トレンチ、浸透ます及び緑地を設置する計画であり、地下水涵養を図る計画である。また、緑地における蒸散効果により、ヒートアイランド対策にも寄与することが期待できる。 以上のことから、土地の改変に伴う雨水流出量を抑制できるとともに、地下水涵養が図れることから、評価の指標を満足するものとする。 イ. 地下水の水位及び流動の変化 計画では、山留壁として構築したSMWを地下構造物構築後も残置する計画であり、地下水を遮断する可能性がある。 計画地で確認された帯水層である東京層や東京礫層等は、計画地周辺においてもその分布がみられ、帯水層が連続して分布しているものと想定される。地下水は地下構造物を迂回して流れると考えられる。 以上のことから、現状の地下水位及び流動を著しく阻害させることはなく、評価の指標を満足するものとする。
5. 生物・生態系	施設の建設に伴い、計画地内の動植物の生育・生息環境となる樹木等の伐採や土壌の改変が行われるが、計画地周辺の明治神宮外苑の生物の生育・生息環境の改変は生じない。 事業の実施にあたっては、計画地北側の既存樹の保存方法を検討するほか、地上部緑化等により約 25,000m²の緑化を行う計画としている。本施設の植栽樹種は、明治神宮内苑・外苑に多く見られる日本の在来木を中心とし、計画地周辺の生息・生育基盤と調和する植栽計画としている。計画地周辺には、明治神宮外苑の緑地等の生物の生育・生息環境が存在しており、計画地及びその周辺も含めた生物の生育・生息環境は維持されることが考えられる。 以上のことから、計画地における生物の生育・生息環境は一部減少するものの、計画地周辺も含めた地域としての生物・生態系の現況は維持され、評価の指標は満足するものと考えられる。

表 5-1 (3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項 目	評価の結論
6. 緑	事業の実施に伴い、地上部緑化等により約 25,000m²の緑化面積を確保する計画である。 本事業では、東京都風致地区条例及び新宿区みどりの条例に基づき緑化基準が定められているが、いずれの緑化基準も上回る緑化面積を確保する計画である。また、本事業では、「東京都再開発等促進区を定める地区計画運用基準」（平成 25 年 4 月 東京都都市整備局）に基づき、「新しい都市づくりのための都市再開発諸制度活用方針」（平成 26 年 4 月 東京都）における緑化基準を上回る緑化面積を確保する計画である。 以上のことから、評価の指標は満足するものと考えられる。
7. 騒音・振動	[工事用車両の走行に伴う道路交通騒音及び振動の程度] ア. 工事用車両の走行に伴う道路交通騒音 工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音レベル(L_{Aeq})は、昼間 62～66dB であり、全地点において環境基準値を下回る。工事用車両の走行に伴う騒音レベルの増加分は、1dB 未満である。 イ. 工事用車両の走行に伴う道路交通振動 工事用車両の走行に伴う道路交通の振動レベル(L_{10})は、昼間 31～46dB、夜間 26～41dB であり、規制基準値を下回る。工事用車両の走行に伴う振動レベルの増加分は、昼間は 2dB 以下、夜間は 1dB 未満である。 [建設機械の稼働に伴う騒音及び振動の程度] ア. 建設機械の稼働に伴う騒音 建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音レベル(L_{A5})は、計画地北側敷地境界において、最大 67dB であり、「指定建設作業に係る騒音の勧告基準」（80dB）を下回る。 イ. 建設機械の稼働に伴う振動 建設機械の稼働に伴う建設作業の振動レベル(L_{10})は、計画地北側敷地境界において、最大 66dB であり、「指定建設作業に係る振動の勧告基準」（70dB）を下回る。
8. 日影	計画建築物により日影が生じると予測される範囲は、計画地の西北西側約 350m の渋谷区千駄ヶ谷一丁目から、東北東側約 300m の新宿区霞ヶ丘町に及ぶ範囲であるが、日影規制地域に対して規制時間を上回る日影は生じないものとする。 以上のことから、評価の指標を満足するものとする。
9. 景観	[主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度] 計画地は明治神宮外苑に隣接しており、当該エリアは、大正期に整備された明治神宮外苑の都市構造を基盤として、風格のある都市景観と苑内の樹林による豊かな自然環境を有している。また、周辺には、東京体育館や明治神宮外苑野球場、秩父宮ラグビー場等の多様な規模や種類のスポーツ施設が集積している。 計画建築物の建物外周部は、大きな壁面構成を避け、フレームによる構成とする等、通りを歩く人や周辺の街並みに配慮した計画としている。また、明治神宮外苑のみどりの一部として、外苑の植栽計画の考え方を継承し、都市に開かれたみどりを形成する計画であり、周辺地域の景観と調和すると考える。 以上のことから、評価の指標とした「聖徳記念絵画館の広大な眺めを保全する」、「周辺のまとまったみどりと身近な緑を感じられる景観をつくる」を満足するものとする。 [景観形成特別地区の景観阻害又は貢献の程度] 計画地は、「東京都景観計画」に定める保全対象建築物である聖徳記念絵画館の景観誘導区域には該当せず、「東京都景観計画」において指定されている聖徳記念絵画館に係る眺望地点から計画建築物を視認することはできないことから、景観を阻害することはない。また、計画地は、「東京都景観計画」に定める新宿御苑周辺の景観誘導区域に該当するが、新宿御苑内の眺望地点から計画建築物を視認することはできず、景観を阻害することはない。 以上のことから、評価の指標とした「聖徳記念絵画館の広大な眺めを保全する」、「周辺のまとまったみどりと身近な緑を感じられる景観をつくる」を満足するものとする。 [代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度] 計画地周囲の主要な交差点からの眺望については、計画建築物が視野に占める割合は増加するが、計画建築物の建物外周部は、大きな壁面構成を避け、フレームによる構成とする等、通りを歩く人や周辺の街並みに配慮した計画としている。また、明治神宮外苑のみどりの一部として、外苑の植栽計画の考え方を継承し、都市に開かれたみどりを形成する計画であり、周辺地域の景観と調和すると考える。周辺地域においては、計画建築物の一部が視認されるが、眺望景観に著しい変化は生じないとする。 以上のことから、評価の指標とした「聖徳記念絵画館の広大な眺めを保全する」、「周辺のまとまったみどりと身近な緑を感じられる景観をつくる」を満足するものとする。

表 5-1 (4) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項 目	評価の結論
9. 景観 (続き)	[貴重な景勝地の消滅の有無又は改変の程度] 計画地内に貴重な景勝地はなく、事業の実施に伴い貴重な景勝地を消滅及び改変する事はなく、評価の指標とした「聖徳記念絵画館の広大な眺めを保全する」、「周辺のまとまったみどりと身近な緑を感じられる景観をつくる」を満足するものと考える。 [圧迫感の変化の程度] 計画建築物による形態率の増加は少なく、形態率の変化の程度は、a 地点で約 1.2%、c 地点で約 1.6%、d 地点で約 2.0%の増加であり、b 地点では約 0.2%の減少である。 計画建築物は敷地境界からセットバックすることで、周囲に広幅員での開放的な歩道状空地进行を配置するとともに、並木植栽を施すことで、計画建築物による圧迫感の低減に配慮した計画としている。 以上のことから、評価の指標とした「圧迫感の軽減を図ること」を満足するものと考える。 [緑視率の変化の程度] 緑視率の変化の程度は、No.3 地点で約 20%の減少、No.4 地点で約 13%の減少となり、逆に No.7 地点では 3%、No.5 地点では 5%の増加と予測する。No.2、8 地点からは計画建築物を視認できず、No.1、6 地点では、緑視率の変化はほとんどない。 計画建築物は敷地境界からセットバックすることで、周囲に広幅員での開放的な歩道状空地进行を配置するとともに、並木植栽を施すことで、周辺との緑の連続性を創出する計画としている。また、新宿区景観まちづくり審議会及びそれ以降の協議も踏まえ、植栽計画を拡充する計画である。 以上のことから、評価の指標とした「緑視率の変化の軽減を図ること」を満足するものと考える。 [景観阻害要因の変化の程度] 計画建築物は周辺地域より視認され、一部地域では計画建築物が視野に占める割合が増加するが、計画建築物の建物外周部は、大きな壁面構成を避け、フレームによる構成とする等、通りを歩く人や周辺の街並みに配慮した計画としている。また、神宮外苑のみどりの一部として、外苑の植栽計画の考え方を継承し、都市に開かれたみどりを形成する計画であり、景観阻害要因に著しい変化は生じないものと考える。 以上のことから、評価の指標とした「聖徳記念絵画館の広大な眺めを保全する」、「周辺のまとまったみどりと身近な緑を感じられる景観をつくる」を満足するものと考える。
10. 自然との 触れ合い活動の場	[自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度] 事業の実施により、明治公園（四季の庭）と明治公園（霞岳広場）の自然との触れ合いの活動の場が改変されるものの、開催後は、計画地の外構部に既存樹の保存も含めた緑の回廊（歩道状空地並木植栽）を整備する。新たに整備される緑の回廊は、新たな自然との触れ合い活動の場として、周辺の自然との触れ合い活動の場とともに利用されるものと考える。 計画地周辺の自然との触れ合い活動の場は、事業の実施により直接改変されることはなく、明治神宮外苑の樹林地やイチョウ並木における散策、休息や自然観察、周回道路におけるサイクリングやジョギング等の自然との触れ合い活動の場は維持されるものと考える。 以上のことから、現況の計画地内の自然との触れ合い活動の場は改変されるものの、開催後には新たな自然との触れ合い活動の場が創出され、周辺の自然との触れ合い活動の場とともに一体的に利用されたと考えられ、評価の指標を満足するものと考える。 [自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度] 開催前の施設の建設における建設機械の稼働、工事用車両の走行により、計画地周辺における自然との触れ合い活動が阻害されるおそれがあるが、建設機械の平準化等のミティゲーションを実施することにより、その影響を低減する。 計画地を含めた明治神宮外苑では、散歩や自然観察、休息、ジョギング・ランニング等の自然との触れ合い活動が日常的に行われている。事業の実施により、計画地周辺の自然との触れ合い活動の場を直接改変することはないため、周辺地域における自然との触れ合い活動は継続される。また、計画地の外構部に既存樹の保存も含めた緑の回廊（歩道状空地並木植栽）を整備し、隣接する聖徳記念絵画館の緑等とともにネットワークが構築され、周辺の自然との触れ合い活動も含めた利用者の利便性が向上するものと考えられる。 以上のことから、計画地内に新たに創出される自然との触れ合い活動の場は、周辺の自然との触れ合い活動の場とともに、その活動を促進することから、評価の指標を満足するものと考える。

表 5-1 (5) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項 目	評価の結論
10. 自然との 触れ合い活動の場 (続き)	[自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度] 施設の建設に伴う工事用車両の走行に伴い、自然との触れ合い活動の場までの利用経路に影響を及ぼすおそれがあるが、周辺の自然との触れ合い活動の場の利用者も含めた一般歩行者の通行に支障を与えないよう、工事用車両の出入り口には交通整理員を配置する予定である。 また、事業の実施に伴い、計画地の外構部に緑の回廊を整備し、歩行者等にオープンな通路空間として提供するとともに、計画地西側の人工地盤の整備により歩行者動線と車両動線とを分離した安全で快適な歩行者ネットワークが構築される。 以上のことから、周辺の自然との触れ合い活動の場までの利用経路が充実することにより、評価の指標を満足するものと考ええる。
11. 歩行者空間の 快適性	[緑の程度] 公共交通機関から計画地への主要なアクセス経路では、一部の経路を除き既に歩道上の街路樹や沿道の樹木により緑陰が形成されており、将来的な緑の程度は現況と同等と考える。 以上のことから、現況の緑量は維持されと考えられ、評価の指標は満足するものと考ええる。 [歩行者が感じる快適性の程度] アクセス経路となる歩道上の暑さ指数 (WBGT) は、日影のない直射日光下では最大で 32℃ となり、熱中症が全ての生活活動でおこる危険性がある「危険」レベルになると考える。 街路樹や沿道の樹木、沿道の建築物等による日影下では、暑さ指数 (WBGT) は 26℃ 程度まで低下するため、熱中症が中等度以上の生活活動でおこる危険性がある「警戒」レベルにまで低下すると考える。
12. 史跡・文化財	[会場事業地内の文化財等の現状変更の程度及びその周辺地域の文化財等の損傷等の程度] 生育地が改変される新宿区天然記念物のシイは適切な移植、国立霞ヶ丘競技場の 1964 年東京オリンピックのレガシーである記念作品等は、再設置を含む利活用の検討を行う計画である。 以上のことから、計画地内の文化財等の現状変更等は適切に行われ、周辺地域の文化財等の損傷等は生じないことから、評価の指標を満足するものと考ええる。 [文化財等の周辺の環境の変化の程度] 新宿区指定天然記念物のシイは、移植先での適切な管理、1964 年東京オリンピックレガシーである記念作品等は、再設置を含む利活用の検討を行うことから、評価の指標を満足するものと考ええる。 [埋蔵文化財包蔵地の改変の程度] 計画地内の周知の埋蔵文化財包蔵地については、改変する工事の着手前までに、文化財保護法に基づき、都教育委員会、区教育委員会との協議の上、発掘調査等を行い、確認及び保存等の適切な措置を講じる。 埋蔵文化財包蔵地の指定を受けていない範囲においても、工事中に新たな埋蔵文化財が確認された場合には、都教育委員会、区教育委員会へ遅滞なく報告し、文化財保護法に基づき適切に対処する。 以上のことから、埋蔵文化財包蔵地の確認及び保存に支障はなく、評価の指標を満足するものと考ええる。 [会場事業計画地周辺の文化財等の保護・保全対策の程度] 本事業の実施による大気汚染、騒音・振動等は、それぞれの項目で設定した評価の目標を満足するものと考えられることから、事業計画地周辺の文化財に与える影響は少なく、評価の指標を満足するものと考ええる。 [文化財等の回復の程度] 新宿区指定天然記念物のシイは、移植先での適切な管理、1964 年東京オリンピックレガシーである記念作品等については、再設置を含む利活用の検討を行うことから、評価の指標を満足するものと考ええる。

表 5-1 (6) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項 目	評価の結論
13. 水利用	本事業は、スタジアムの膜屋根に降る雨水を集水し、地下雨水貯留槽へ貯留後、トイレ洗浄水や芝散水に使用する計画としている。利用量は、トイレ洗浄水について全体の約 77%を雨水及び循環水（中水）で、芝散水の約 82%を雨水でまかなう計画としている。 また、節水の取組みとして、節水型トイレ、センサー感知器具の採用、トイレ手洗器の自動水栓、省エネ型温水便座の設置等について導入を検討しており、より効率的な水利用が行われると考える。 東京都においては「水の有効利用促進要綱」により、一定規模の大規模建築又は開発事業に対して、便所洗浄水や修景用水、散水などの雑用水に、雨水、中水及び再生水の利用を要請しており、本事業の取組みは本要綱に合致している。 よって、本事業における節水対策は、東京都の水の有効利用に係る計画等との整合が図られており、評価の指標は満足するものとする。
14. 廃棄物	[施設の建設に伴う廃棄物の排出量及び再利用量並びに処理・処分方法等] ア. 建設発生土・建設汚泥の発生量 建設発生土については、受入れ機関の受入れ基準への適合を確認した上で場外搬出することにより適正な廃棄物処理を行い、建設汚泥については、場外に搬出して産業廃棄物として処分する計画とする。 以上のことから、「東京都建設リサイクル推進計画」（平成 20 年 4 月 東京都）の目標とする再資源化率等を満足するものとする。 イ. 建設工事に伴い生じる廃棄物の発生量 建設工事に伴い生じる建設廃棄物については、分別を徹底し、種類に応じて保管、排出、再利用促進及び不要材の減量等を図る。 以上のことから、「東京都建設リサイクル推進計画」の目標とする再資源化率等を満足するものとする。 [設備等の持続的稼働に伴う廃棄物の排出量及び再利用量並びに処理・処分方法等] 設備等の持続的稼働に伴う廃棄物の排出量及び再利用量並びに処理・処分方法等は、廃棄物の種類別に分別回収及び保管場所を設置し、国立霞ヶ丘競技場と同様に、東京都廃棄物条例及び新宿区リサイクル及び一般廃棄物の処理に関する条例に基づき適切に処理・処分を行う。 また、施設内のテナントに対する廃棄物の発生抑制、再使用、再利用の誘導や施設利用者に対する分かりやすい分別表示を行う。 以上のことから、「新宿区一般廃棄物処理基本計画<平成 25 年度改定版>」の目標とする再資源化率を満足するだけでなく、国立霞ヶ丘競技場におけるリサイクル率を維持し、廃棄物の搬出も滞りなく実施できるものとする。
15. エコマテリアル	建設工事にあたっては、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律に基づき文部科学省が定める「環境物品等の調達の推進を図るための方針」等に基づき、建設資材等の環境物品等の調達や環境影響物品等の使用抑制を図ることから、エコマテリアルの利用が図られると考える。 以上のことから、エコマテリアルの活用が図られ、評価の指標を満足するものとする。
16. 温室効果ガス	[建設機械の稼働に伴う温室効果ガスの排出量及びその削減の程度] 建設機械の稼働に伴う温室効果ガス排出量は、約 2,900t-CO₂/年と予測する。 工事の実施にあたっては、省エネ運転をすることで、温室効果ガス排出量を削減する計画としている。 以上のことから、事業者は、事業活動に伴って生ずる温室効果ガスの排出量を把握し、必要な措置を講じて、建設工事に伴い生じる環境への負荷の削減を図っていることから、評価の指標は満足するものとする。 [施設等の持続的稼働に伴う温室効果ガスの排出量及びその削減の程度] 施設の運営における温室効果ガス排出量は、約 7,900t-CO₂/年と予測する。会場施設の空調換気設備においては自然換気や自然通風を考慮する等、各設備計画等において効率的利用のための措置を計画している。 以上のことから、事業者は、事業活動に伴って生ずる温室効果ガスの排出量を把握し、必要な措置を講じて、温室効果ガスの排出量を削減していると考えられ、評価の指標は満足するものとする。

表 5-1 (7) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項 目	評価の結論
17. エネルギー	[建設機械の稼働に伴うエネルギー使用量及びその削減の程度] 建設機械の稼働に伴うエネルギー使用量は、約 43,000GJ/年と予測する。 工事の実施にあたっては、省エネ運転をすることで、エネルギー使用量を削減する計画としている。 以上のことから、事業者は、建設工事に伴い生じる環境への負荷の削減を図っていることから、評価の指標は満足するものとする。 [施設等の持続的稼働に伴うエネルギー使用量及びその削減の程度] 施設の運営におけるエネルギー使用量は、約 147,000GJ/年と予測する。会場施設の空調換気設備においては自然換気や自然通風を考慮する等、各設備計画等において効率的利用のための措置を計画している。 以上のことから、事業者は、エネルギー使用の合理化に努めていると考えられ、評価の指標は満足するものとする。
18. 土地利用	本事業の実施に伴い、土地が改変されるが、自然地の改変はなく、公園・運動場等、宿泊・遊興施設、事務所建築物、道路が、それぞれスポーツ・興業施設に変更になる。 東京都が定める神宮外苑地区地区計画においては、計画地が位置する A-2 地区は、「国立霞ヶ丘競技場の建替えとともに、公園及び道路等公共施設の再編整備を図る。」との基本方針に基づき、平成 25 年 6 月には都市計画決定により明治公園が再編されている。また、新宿区総合計画（平成 19 年 12 月 新宿区）では、計画地周辺は「スポーツ拠点を活かしたまちの活性化を図ります。」としている。 本事業は、旧国立霞ヶ丘競技場を平成 31 年までに新たな競技場に建替えるものであり、建設後は、神宮外苑地区に既存のスポーツ施設等と一体的な土地利用が図られる。これにより、新宿区総合計画及び東京都が定める長期ビジョンや土地利用に係る計画との整合が図られており、評価の指標を満足するものとする。 計画地が位置する明治神宮外苑は、体力の向上や心身の鍛錬の場、また文化芸術の普及の拠点として親しまれてきた。今後は、2020 年東京大会が契機となり、本施設がスポーツ拠点として活用されることで、地域の活性化機能がより一層促進されるものとする。
19. 地域分断	本事業の実施により周辺地域住民の主たる生活動線に大きな変化はないと予測する。さらに、敷地を自由に通り抜けられる歩道状空地が整備されることから、歩行者のアクセス性は向上すると予測する。 本事業は、旧国立霞ヶ丘競技場を平成 31 年までに新たな競技場に建替えるものである。 事業の実施に伴い、バリアフリーで地区全体にわたる回遊性のあるネットワークが創出され、周辺のスポーツ施設等と一体的に利用する環境が整備されることにより、本事業に伴う生活動線（特に歩行者動線）の分断はなく、評価の指標を満足するものとする。
20. 移転	本事業の施設の存在により、日本青年館の移転が必要となるが、現在と同等機能の移転先が確保されていると予測する。 以上のことから、良好な移転先が確保され、評価の指標は満足するものとする。
21. 安全	[危険物施設等からの安全性の確保の程度] 計画地周辺ではガソリンスタンドが分布しており、最も近いガソリンスタンドで計画地境界から 400m 程度の距離に位置している。 危険物施設等については、法令等に基づく規制がなされる他、「東京都地域防災計画」によって危険物施設等の種類別に、関係機関による立入検査等の監視体制が維持される。 また、計画地周辺の明治神宮外苑は、避難場所に指定されている。 以上のことから、東京都等が定めた地域防災等に係る計画、要綱等の中で当該地域について設定している地域の安全性に関する目標等との整合が図られており、評価の指標は満足するものとする。

表 5-1 (8) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項 目	評価の結論
21. 安全 (続き)	[移動の安全のためのバリアフリー化の程度] 計画建築物は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例及び東京都福祉のまちづくり条例に基づき、施設内のバリアフリー化を図る他、外国人利用者を考慮したピクトグラム等の言語以外の表示の設置、災害時の聴覚障害者や外国人利用者を考慮した、大型映像装置の活用等を行う計画である。 以上のことから、東京都等が定めた移動円滑化等に係る計画、条例等の中で当該地域について設定している目標等との整合が図られており、評価の指標は満足するものと考える。 [電力供給の安定度] 計画建築物では、22kV スポットネットワーク方式を採用しており、3回線の内、1回線が故障してもほかの2回線により電気を送り続けることができる受電方式を採用する計画としている。また、保安用電源は一般停電時の保安用照明及び保安用コンセント等として利用できるように、常用発電設備（1500kVA 以上×2台）を設置する計画となっている。 以上のことから、評価の指標は満足するものと考える。
22. 消防・防災	[耐震性の程度] 本事業は、「官庁施設の総合耐震計画基準」（国土交通省）に基づき、不特定多数の者が利用する文化・スポーツ施設として公共性が高い施設であるとして、大地震発生時においても人命の完全確保に加えて機能確保の基準を満足する設計となっている。 以上のことから、新宿区や東京都の防災計画等との整合が図られており、評価の指標を満足するものと考えられる。 また、計画地が位置する明治神宮外苑全体は広域避難場所に指定されていることから、大地震発生時においても構造体の機能確保が図られ、地域の防災拠点として機能すると考える。 [防火性の程度] 本事業は、建築基準法、東京都建築安全条例、消防法及び東京都火災予防条例に基づき、耐火建築物及び複合用途防火対象物として基準を満足する計画となっており、防火性は確保される。 以上のことから、施設の防火基準との整合が図られており、評価の指標は満足するものと考えられる。 さらに、実施段階においては性能評価（避難安全検証法）により、安全性の確認を行う計画であることから、より防火性に優れた施設として、災害時には地域の防災拠点として機能すると考える。
23. 交通渋滞	工事用車両台数が最大となる時期における工事用車両の割合は、1～5%程度と考える。 以上のことから、周辺交通流に対して工事用車両が増加するが、工事用車両の走行に際しては、工事工程の平準化、走行ルート分散化、工事用車両の出入口に交通整理員を配置する等、計画地周辺の車両の通行に支障を与えないよう十分な配慮を行いつつ、工事を実施する。
24. 公共交通への アクセシビリティ	最寄りの公共交通機関からのアクセス経路の大部分が、マウントアップ、ガードレール等の安全施設により歩車動線が分離されており、これらの状況は維持されるものと考える。 以上のことから、現況の歩車動線分離を著しく低下させることはなく、評価の指標を満足するものと考える。
25. 交通安全	最寄りの公共交通機関からのアクセス経路の大部分が、マウントアップ、ガードレール等の安全施設により歩車動線が分離されており、これらの状況は維持されるものと考える。また、計画建築物の周囲にオープンな通路空間を確保し、イベント時の観客の入退場に配慮する。この通路空間には隣接する東京体育館との間に歩行者デッキを整備することにより、立体的な歩車動線の分離が可能になると考える。 以上のことから、大会開催前及び大会開催後ともに現況の歩車動線分離を著しく低下させることはなく、評価の指標を満足するものと考える。

6. オリンピックスタジアムに係る調査計画書の修正の経過及びその内容の概要

本環境影響評価書案の作成にあたっては、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価調査計画書審査意見書について」（平成26年 5 月29日 26環都環第104号）に記載された環境局長の意見及び都民からの意見を勘案するとともに、事業計画の具体化に伴い、調査計画書の内容を修正した。

調査計画書の修正箇所、修正事項、修正内容及び修正理由は、表6-1に示すとおりである。

表 6-1 調査計画書の修正の経過及びその内容

調査計画書の修正箇所	修正事項	評価書案における修正内容及び修正理由
4. 2020 年東京大会個別計画の内容		
(1) オリンピックスタジアム	会場の概要	施設計画の具体化に伴い、配置計画、駐車場計画、設備計画等を整理した。(p. 21～31 参照)
7. 環境影響評価の項目 7.1 会場ごと	環境影響要因	開催前の環境影響要因の「施設の存在」を「建築物の出現」に修正した。(p. 43 参照) 現時点では、仮設工作物の諸元が未定であることから、今後、仮設工作物の諸元が明らかになった段階で影響評価の実施を検討することとした。(p. 43 参照)
(1) オリンピックスタジアム	環境影響評価の項目	開催中及び開催後の施設の存在に関する影響に配慮し、生物の生育・生息基盤、水循環、生物・生態系、緑、日影、景観、自然との触れ合い活動の場及び歩行者空間の快適性を環境影響評価の項目に選定した。(p. 44 及び 45 参照)
8. 調査等の手法		
8.2.1 オリンピックスタジアム		
(3) 生物の生育・生息基盤	調査方法	「生物・生態系」と合わせた現地調査を実施した。(p. 155 参照)
(6) 緑	調査方法	夏季の現地調査を実施した。(p. 217 参照)
(8) 日影	調査地点	計画地周辺の特性を踏まえ、調査地点の見直しを行った。(p. 263 参照)
(9) 景観	調査地点	計画地周辺の特性を踏まえ、調査地点の見直しを行った。(p. 277 参照)

